

平成19年度消費者啓発地域支援事業について

1 方針

消費者被害の未然・拡大防止を目的に、従来から高齢者団体等からの申し込みにより地域に講座を届ける「消費者教育出前講座」を実施してきた。引き続き、受講対象の拡大を図りながら実施していく。

さらに、地域全体を包括する「自治協議会」をはじめ「民生・児童委員協議会」、「校区社会福祉協議会」などと連携しながら、高齢者や近隣等の集まりで気軽に消費者問題について伝達できる人材を地域の中に育成し、市民との共働による消費者啓発活動を展開していく。

2 事業内容

(1) 消費者教育出前講座

自治協議会に所属する団体及び地域からの依頼により開催。

- 受講対象者 高齢者、高齢者の周辺の方々、地域住民
- 開催場所 公民館及び地域の施設（各団体と協議のうえ決定）
- 講座内容 ・消費者啓発ビデオ上映 ・講義（消費生活相談員）
・実験商法等の実演講義

(2) 高齢消費者を見守る地域力の強化(19年度新規)

自治協、民生・児童委員、社会福祉協議会等の地域団体との連携を図り、高齢者や近隣の集まりで悪質商法の手口や対処法を伝達できる人材を地域の中に育成し、啓発資料・情報の定期的送付とフォローアップ研修・情報交換会を実施。

- 受講対象者 民生・児童委員、社会福祉協議会活動者等
- 受講者目標 70人～80人
- 開催場所 消費生活センター、市民センター等

〔育成講座〕

- ・内容 0-17°レ、クイズなどの伝達技術、情報収集方法など
- ・回数 4回（1回あたり受講者数上限20人）

〔フォローアップセミナー・情報交換会〕

- ・回数 2回